



2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 中 国 塗 料 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 伊 達 健 士
(コード番号：4617 東証プライム)
問合せ先 執行役員 管理本部長 仲 村 新 二
(TEL：03-6457-9057)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することについて決議し、本制度の改定に関する議案を 2025 年 6 月 25 日開催予定の第 128 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の改定の目的

本制度は、2018 年 6 月 21 日開催の第 121 回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました。なお、当該定時株主総会において、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額を 2007 年 6 月 28 日開催の第 110 回定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役の報酬額である年額 450 百万円以内の範囲内にて年額 100 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）及び当社が発行又は処分する当社普通株式の総数を年 10 万株以内とご承認をいただいております。

この度、当社における役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的として、本制度の内容を一部改定することにいたしました。

なお、本制度の改定は、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 改定後の本制度の概要

従来の本制度は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限の解除条件とする「在籍要件型譲渡制限付株式」、及び当該条件に加えて ROE その他当社の取締役会が予め設定した業績目標達成を譲渡制限解除の条件とする「業績要件型譲渡制限付株式」により構成されておりますが、改定後の本制度では、当社における一定期間の継続した勤務のみを譲渡制限の解除条件とすることといたします。

その際、譲渡制限期間については、「在籍要件型譲渡制限付株式においては譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）により割当てを受けた日より 3 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、業績要件型譲渡制限付株式においては本割当契約により割当てを受けた日より 1 年間から 5 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいておりますが、本株主総会において「本割当契約により割当てを受けた日より 30 年間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても必要な修正を加えることとなります。

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与方法については、従来の対象取締役の報酬として支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法に、対象取締役の報酬として当社の普通株式と引換えにする金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法を追加し、いずれかの方法により当社の普通株式の発行又は処分を受けることができるように変更いたします。

なお、上記の改定につきましては、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

また、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない常務執行役員及び執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給することとしております。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の概要については、2018年5月8日付で公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上